

第11章

東日本大震災からの復興・創生の進展

総論

平成23年3月11日、最大震度7の東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震により太平洋沿岸を中心に広範囲に津波が到達し、特に東北地方及び関東地方の太平洋沿岸は巨大津波によって甚大な被害を受けました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所において事故が起こり、放射性物質が放出されるという事態が発生しました。東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発

電所事故による災害は、同年4月1日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされました。

東日本大震災から15年が経過しました。文部科学省では、被災地や被災者に寄り添いながら、復興・創生を目指して、学校施設の復旧や就学支援、児童生徒の心のケア、復興を支える人材の育成や大学・研究所等を活用した地域の再生、原子力損害賠償の円滑化等に取り組んでいます。

第1節 文教施設等の復旧と子供たちの学びの確保

1 文教施設等の復旧

東日本大震災（最大震度7）での文部科学省関係（幼児・児童・生徒・学生・教職員など）の人的被害は死者

659名、負傷者262名となっています（図表2-11-1）。また、学校施設や社会教育施設、文化財等の物的被害は全国で1万2,000件以上発生しました（図表2-11-2）。

図表2-11-1 東日本大震災における文部科学省関係の人的被害（平成24年9月14日現在）

	国立学校	公立学校	私立学校	社会教育・ 体育・文化等	独立行政法人	計
死 亡	10	507	138	4		659
負 傷	10	115	125	11	1	262
合 計	20	622	263	15	1	921

図表2-11-2 東日本大震災における文部科学省関係の物的被害（平成24年9月14日現在）

国立学校施設	公立学校施設	私立学校施設	社会教育・ 体育・文化施設等	文化財等	研究施設等	計
76校	6,484校	1,428校	3,397施設	744件	21施設	12,150

また、東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故により、福島県の公立学校のうち、高等学校5校が休校となっているほか、仮設校舎を使用している学校が3校存在しています。（令和7年度末現在）

文部科学省では、東日本大震災によって被害を受けた文教施設等が早期に復旧し、できる限り速やかに教育活動等を再開することができるよう、必要な予算の確保に努めています。

災害復旧事業を活用する国立学校（25法人）、公立学校（2,325校）、私立学校（788校）については、福島県の避

難指示区域に所在している学校は除き、おおむね復旧を完了しています（令和7年度末現在）。災害復旧事業を活用する社会教育施設・社会体育施設・文化施設については、避難指示区域に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた1,272施設のうち9割強が、文化財等については修復に当たって国庫補助を必要とする被災文化財等の92件が、復旧を完了しています。

また、被災地における埋蔵文化財については、復興事業の工期への影響を回避するため原子力災害被災地域を対象に福島県が実施する連絡会議で文化庁から助言を行いました。



津波により被害を受けた校舎



改築が完了した校舎

2 学校等における線量の低減等

文部科学省では、東京電力福島第一原子力発電所において原子力事故が発生して以降、子供たちの安全・安心を確保するため、学校等における線量の低減等については、通知・事務連絡を発出して学校における対応方針を示すとともに、財政的支援や専門家の派遣などによって学校における除染を推進してきました。

3 就学のための経済的支援

(1) 児童生徒等に対する支援

東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができる環境を確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」により、小中学生に対する学用品費・学校給食費等の援助、特別支援学校等への就学奨励、高校生に対する奨学金貸与、私立学校及び専修学校・各種学校に対する授業料等減免に必要な

費用を支援しています。

(2) 学生に対する支援

東日本大震災により被災した世帯の学生に対しては、全国の多くの大学等で、授業料減免、奨学金の支給、宿舍支援等が実施されています。文部科学省では、令和7年度においても、被災した世帯の学生に対して経済的理由により高等教育段階における修学等を断念することがないように、授業料等減免措置とともに、日本学生支援機構（JASSO）の無利子奨学金の貸与等を行っています。

4 学習支援・心のケア

(1) スクールカウンセラーの派遣等

文部科学省では、被災した子供たちの心のケア等への対応のため、被災した地方公共団体等が学校等にスクールカウンセラーなどを派遣するために必要な経費を支援しています。令和7年度においても、被災地の要望を踏まえ、スクールカウンセラー等の派遣を支援することとしています。

(2) 公立学校における教職員体制の整備

東日本大震災により被災した児童生徒に対するきめ細かな学習支援や心のケアを行うため、公立学校における教職員体制の整備を図る特別な教職員定数の加配措置を行っており^{*1}、文部科学省では、平成23年度以降、毎年度、被災自治体からの申請を受け、必要な加配措置を実施してきました。

現在においても、震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子供が引き続き一定数就学している学校があります。また、原子力災害による避難指示が解除となった地域において学校が再開され、教育環境の整備が進められています。このようなことを踏まえ、「第2期復興・創生期間」（令和3年度から7年度）においても引き続き必要な支援を行うこととしており、7年度もこの加配措置を行うことで、必要な教育環境の整備を支援しています。

(3) アスリートや芸術家によるスポーツ・文化芸術活動

2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会のレガシーを生かしたオリンピック・パラリンピック教育の理念を引き継ぐものとして、被災地を含めた全国の希望する学校へアスリートを派遣し、体育指導等を行う取組を実施しています。令和7年度はアスリートを1,137

*1 平成23年4月に成立した「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の附則においても、平成23年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置について規定されている。

回派遣し、子供たちが運動の多様な楽しみ方やできる喜びを味わえるような授業を行いました。

また、子供たちが健やかに過ごし、安心できる環境の醸成を図るため、「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（芸術家の派遣）」の一環として、被災地へ芸術家等を派遣しています。7年度は、音楽・演劇・落語・伝統芸能・美術等の文化芸術活動を行う芸術家等を136の小・中学校等に派遣し、講話・実技披露・実技指導を実施しました。

（４）国立青少年教育施設を活用したリフレッシュ・キャンプ等の実施

国立青少年教育振興機構は、平成23年の夏、被災地の子供たちを対象に、心身の健全育成及びリフレッシュを図るため、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会として、国立青少年教育施設を活用したリフレッシュ・キャンプを実施しました。

その後、これらの取組の成果を踏まえ、民間企業からの協賛金等を得ながら、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の小・中学生、家族を対象として、「東日本大震災対応事業」を平成23年7月から令和7年度までに380回実施し、延べ3万2,691人が参加しました。7年度は、国立磐梯青少年交流の家において、4回実施し、170人が参加しました。今後も継続して取組を実施する予定です。

（５）学びの場を通じたコミュニティ再生

文部科学省では、いまだ学習環境が好転していない地域において、復興に向けた子供たちの学習支援等を行う「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を実施しています。

具体的には、放課後における学習支援や居場所づくり、家庭教育支援、地域による学校支援活動など、被災地における子供たちの学習環境づくりに地域住民等に参画いただくことを通じて、希薄化・分断化されてしまった地域コミュニティの再構築や地域復興の歩みを学びの対象として自らの学びを深める「創造的復興教育」の実践につながる様々な取組を行っています。

５ 震災後の社会を生き抜く力の養成

（１）防災教育の充実

東日本大震災においては、児童生徒等及び教職員の死者・行方不明者が700人を超えるなど甚大な被害が発生しました。東日本大震災以降も連続した大規模な地震の発生、台風や記録的な大雨に伴う大規模水害など多くの自然

災害が発生しています。

文部科学省では、各学校が地震・津波や自然災害等から児童生徒等を守るための「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」を作成・見直しする際の参考となる「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」（平成24年3月）、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（30年2月）及び「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）を作成し、各学校及び学校設置者等にマニュアルの改善を促しています。

また、各学校において地域の実情に応じた防災教育をはじめとする安全教育を行う際の参考となるよう、学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を改訂（平成31年3月）し、学校防災の充実を図っています。

令和4年3月25日に「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定され、今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていき、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施していくこととしています。文部科学省では、指導の参考となる「実践的な防災教育の手引き（小学校編）」（5年3月）を作成し、防災教育の質の向上を図っています。

さらに、東日本大震災の教訓を伝えるため、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を公開しています。

（２）学校での放射線に関する教育

学校教育において、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を理解し、科学的に考え行動できるようにすることは重要です。従来、学習指導要領では、社会科や理科等において、放射線に関する内容を扱うこととしていましたが、令和2年度から順次実施されている学習指導要領では、例えば、中学校理科の第二学年においても放射線に関する内容を追加するなど充実しています。また、「災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくこと」を小・中・高等学校総則に規定し、放射線の科学的な理解を基に科学的に思考し、情報を正しく理解する力を育成することとしています。

文部科学省では、学校における放射線に関する教育の支援として、教職員向けの放射線に関する研修や児童生徒向けの放射線出前授業を実施しています。また、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、放射線副読本を作成し、全国の小・中・高等学校等に周知するとともに、文部科学省ウェブサイトにおいても掲載しています^{*2}。同副読本では、関連する動画等の閲覧を可能とするQRコード等を掲載し、放射線に

*2 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/1410005_00004.html

関する科学的な知識や原発事故の状況、復興に向けた取組について理解を深めるとともに、被災児童生徒へのいじめ

や差別等を解消することができるような内容としています。

第2節 復興を支える人材の育成

東日本大震災からの復興・創生のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献する人材を育成することが鍵となります。こうした認識の下、東北各地では、東日本大震災を機に、従来の目的や手法にとらわれることなく未来志向の教育実践が進められています。

1 福島県双葉郡教育復興ビジョン及び避難地域12市町村の取組

東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故により、福島県双葉郡8町村の学校は避難を余儀なくされました。

その後、令和5年3月までに葛尾村、浪江町、富岡町、川内村、広野町、楡葉町が当該町村内での学校再開を果たし、大熊町は同年4月に当該町内で学校を再開したほか、双葉町では当該町内での学校再開に向けた基本構想を6年3月にまとめ、さらに10年4月開校を目指すことを表明するなど、地元での学校再開に向けた取組が進められています。また、福島県いわき市で教育活動を行っていた福島県立富岡支援学校が、令和6年度より「福島県立ふたば支援学校」へ校名を変更するとともに、令和7年1月に双葉郡楡葉町に校舎を新設し、移転しました。

当該町村内での学校再開を果たした7町村においても震災前に比べ児童生徒数が大幅に減少しているなど、様々な困難を抱えながら教育活動を行っています。

そのため、双葉郡8町村は、長期的な復興に向け、平成25年7月31日に「双葉郡教育復興ビジョン」を取りまとめ、地域の「ひと」、「もの」、「こと」を題材にした探究的な学習「ふるさと創造学」を小・中・高・特別支援学校で共に取り組み、その学びの成果を共有するために「ふるさと創造学サミット」を毎年開催しています。

そのほかにも、地域の垣根を越えた仲間づくりを狙いとし、双葉郡の子供たちの再会や交流の場を設定した「絆づくり交流会（小学生対象）」や「中高生交流会（中学生・高校生対象）」を開催し、「ふたば生徒会連合（中学生・高校生対象）」を発足させています。平成27年4月に広野町に開校した福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校（中学校開校は31年4月）においては、地域と連携した課題解決学習や、各界の第一人者が外部講師として教育に携わる優れた取組等により、将来のふるさとの復興を担う人材を育てています。

また、双葉郡8町村を含む避難地域12市町村（伊達郡

川俣町山木屋地区、南相馬市小高区、相馬郡飯舘村、田村市都路地区）では、地域や児童生徒の実情に応じた特色ある教育カリキュラムを開発する調査研究を行っています。演劇教育や起業家教育、地域と連携した探究活動等が各学校の教育課程に位置づけられ、魅力ある教育環境を整えています。

文部科学省では、創造的復興教育を推進する観点からこれらの取組を技術的・財政的に支援しています。

2 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた重点的取組の一つである教育・人材育成について、文部科学省では、平成30年度より、「福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業」、「福島イノベーション・コースト構想を支える人材育成基盤の構築～浜通り地域等における復興知の集積と進化～」を実施しています。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に関する研究開発等（後掲）についても引き続き取り組んでいます。

（1）福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業

福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成のため、大学・企業・研究所等と連携した教育プログラム等の支援や、人材の裾野を広げるための理数教育の推進に向けた取組への支援を実施しています。

（2）福島イノベーション・コースト構想を支える人材育成基盤の構築～浜通り地域等における復興知の集積と進化～

福島県の浜通り地域等において、福島イノベーション・コースト構想を実現させ、将来にわたって自立的・持続的な産業発展を成し遂げるためには、地域でイノベーションを生み出す高度な人材の長期的な教育・育成基盤を構築することが不可欠です。そのために、大学等と福島県、関係市町村、研究機関や企業、商工団体等が一体となった地域

連携を推進させ、地域経済・地域社会を支える基盤である大学等の高等教育機関の教育研究を活用し、福島復興に資する知（復興知）の浜通り地域等への集積に向けた取組を支援しています（令和7年度採択数：17大学等21プロジェクト）。

3 福島国際研究教育機構

福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、令和5年4月に福島国際研究教育機構が新設されました。同機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化をけん引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すこととしています。同機構は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、「新産業創出等研究開発基本計画」（4年8月26日内閣総理大臣決定）に基づき、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成並びに既存施設等に横串を刺す司令塔機能に係る業務を行うこととされています。

研究開発については、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の五分野を基本として取り組むこととし、また、福島の復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施することとしています。特に文部科学省としては、④のうち放射線科学・創薬医療分野及び⑤のうち環境動態分野を所管します。同機構の取組として、放射線科学・創薬医療分野については、放射線及び放射性同位元素（ラジオアイソトープ）の利用に関する基礎

基盤研究を軸として、医療分野はもとより、工業・農業を含む多様な分野への成果の応用を見据え、一体的に研究開発を進めることとしています。また、環境動態分野については、放射性物質の環境動態を解明及びその情報発信により、福島を中心とした原子力災害の影響を受けた地域の環境回復に貢献することとしています。令和7年度も、これらの分野について委託事業や直営の研究グループによる研究推進に取り組んでいます。

4 復興を支える研究開発 ～東北メディカル・メガバンク計画～

東日本大震災で医療機関などが大きな被害を受けた東北地方において、地域住民の医療体制・健康管理に貢献するため、日本医療研究開発機構（AMED）を通じ、東北大学及び岩手医科大学を実施機関として、「東北メディカル・メガバンク計画」を実施しています。

本計画では、15年にわたり宮城・岩手県の地域住民約15万人を対象とした健康調査を実施し、地域の方々の健康向上に貢献するとともに、収集した健康情報や生体試料を蓄積したバイオバンク^{*3}を構築し、大規模なゲノムコホート研究^{*4}を推進しています。さらに、このバイオバンクを活用して、病気の正確な診断や予防法の確立など、個人のゲノム^{*5}情報等に応じた次世代医療の創成のための研究開発を行います。

子どもを含めた一般住民15万人のうち10万人分の全ゲノム解析を完了しており、また7年度補正予算において、スーパーコンピューターの整備等を実施し、次世代医療・予防医療の実現に向けた情報基盤の強化を実施しています。

第3節 原子力発電所事故への対応

1 環境回復や廃止措置等の原子力災害を踏まえた研究開発・人材育成の取組

（1）環境回復に向けた取組

文部科学省では、放射線による健康上の不安を解消し、住民が安心して暮らすことのできる生活環境を実現するため、日本原子力研究開発機構（JAEA）における放射性物質に汚染された環境の回復のための調査及び研究開発を推進しています。

（2）東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に関する研究開発

文部科学省では、国内外の英知を結集し、安全かつ着実に廃止措置等を実施するため、JAEA廃炉環境国際共同研究センター（福島県双葉郡富岡町）を中核に、燃料デブリの取扱いや放射性廃棄物の処理・処分等に関する先端的な研究開発を実施等しています。

*3 バイオバンク：協力者から収集した生体試料や健康情報、臨床情報等を体系的に保管し多様な研究に供するシステム。

*4 ゲノムコホート研究：同意を得た住民から、生体試料、健康情報、診療情報等を経時的に収集し生体試料から得られるゲノム情報等と併せて解析することで、疾患や薬物動態等に関連する遺伝子要因、環境要因等を同定する研究。

*5 ゲノム：親から子へ伝えられる遺伝情報の全てのこと。生命の設計図とも呼ばれる。

（３）原子力災害を踏まえた原子力基礎基盤研究・人材育成の取組の推進

文部科学省では、「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」を実施し、国内外の多様な分野の知見を組織の垣根を越えて融合・連携させることにより、中長期的な廃炉現場のニーズに対応する人材育成及び研究開発の取組を推進し、研究成果を経済産業省や東京電力の事業に橋渡ししています。

② 原子力損害賠償への対応

東京電力福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故発生以降、多くの住民が、避難生活や生産及び営業を含めた事業活動の断念などを余儀なくされており、被害者が一日でも早く安心して安全な生活を取り戻せるよう、迅速、公平かつ適正な賠償が必要です。

文部科学省では、原子力損害の賠償に関する法律に基づ

いて設置した原子力損害賠償紛争審査会において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針（以下「中間指針」という。）を、地元の意見も踏まえつつ順次策定するとともに、必要に応じて見直しを行っており、令和４年１２月には中間指針第五次追補を策定しました。そして、同審査会により設置された原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、中間指針等に基づき和解仲介手続を実施しています。同センターでは、７年末までに３万１,８７４件の申立てを受理し、３万１,２６１件の手続を終えています。このうち、約８割に当たる２万４,７９３件について和解が成立しています。また、賠償が未請求の方々に対し、早期にご請求いただけるように、関係機関と連携しながら広報・周知活動を強化するなどの取組を進めています。

さらに、政府として、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて、東京電力ホールディングスによる円滑な賠償の支援を行っています。